

稚内市廃棄物減量等推進審議会傍聴要領

1 傍聴する場合の手段

- (1) 稚内市廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）の傍聴を希望する方は、審議会の開催予定時刻5分前までに受付で氏名及び住所を記入し、審議会会長等の許可を得た上で、事務局の指示に従って会場に入室してください。
- (2) 傍聴の定員は原則3人以内とし、傍聴の受付は先着順で行いますので、定員になり次第受付を終了します。
なお、傍聴者が途中退席した場合であっても補充はしません。

2 傍聴するにあたっての守るべき事項

傍聴される方は、審議会を傍聴するにあたり、次の事項を守ってください。

- (1) 審議会開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により賛成、反対の意向等を表明することはできません。
- (2) 審議会において、飲食及び喫煙などはできません。
- (3) 審議会において、写真撮影、録画、録音等はできません。ただし、審議会会長が認めた場合は、この限りではありません。
- (4) 会議において、危険物及びこれに類するものの持ち込みはできません。必要に応じて持物検査を行わせていただく場合があります。
- (5) その他審議会開催中の秩序を乱したり、議事を妨害するようなことはできません。

3 審議会の秩序の維持

- (1) 上記2のほか、傍聴される方は、事務局の指示に従ってください。
(不明な点があれば、事務局にお聞きください。)
- (2) 傍聴される方が以上のことをお守りいただけない場合は、注意し、なお、これに従わないときは、退場していただく場合があります。

会場の関係で、3名以上傍聴できる場合もあります。また、予め電話で受け付け予約を認める場合もありますので、事務局へお問い合わせ下さい。

事務局（くらし環境課）TEL 0162-23-6437（ダイヤルイン）